

平成21年度分

決算審査意見書 財政健全化判断比率等審査意見書 監査報告書

1	一般会計・特別会計決算審査意見書	1～22
2	水道事業会計決算審査意見書	23～30
3	本町財産区会計決算審査意見書	31～32
4	財政健全化判断比率等審査意見書	33～34
5	定期監査報告書	35～36
6	補助金等交付団体監査報告書	37～40
7	指定管理者・出資団体監査報告書	41～42

西会津町監査委員

一般会計・特別会計決算審査意見書

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、審査に付された平成21年度西会津町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算、また、これと併せて提出された関係書類を審査した結果と、その意見は次のとおりである。

平成22年9月10日

西会津町監査委員 廣 瀬 渉

西会津町監査委員 長谷沼 清吉

平成21年度決算審査意見書

1 審査の概要

(1) 審査の対象

西会津町一般会計歳入歳出決算
西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算
西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算
西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算
西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算
西会津町老人保健特別会計歳入歳出決算
西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算
西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算

(2) 審査の期間

平成22年8月 5日
平成22年8月 6日
平成22年8月12日

(3) 審査の手続き

審査にあたっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書並びに付属書類である各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が関係法令に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらには予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼をおき、関係諸票及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続きを実施したほか、必要と認めるその他の審査手続きを実施した。

2 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されてお

り、決算計数は関係諸票及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。

また、各基金の運用及び管理についても、関係諸票及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められた。

3 審査の意見

(1) 総括

西会津町一般会計及び特別会計総決算額は、次のとおりである。

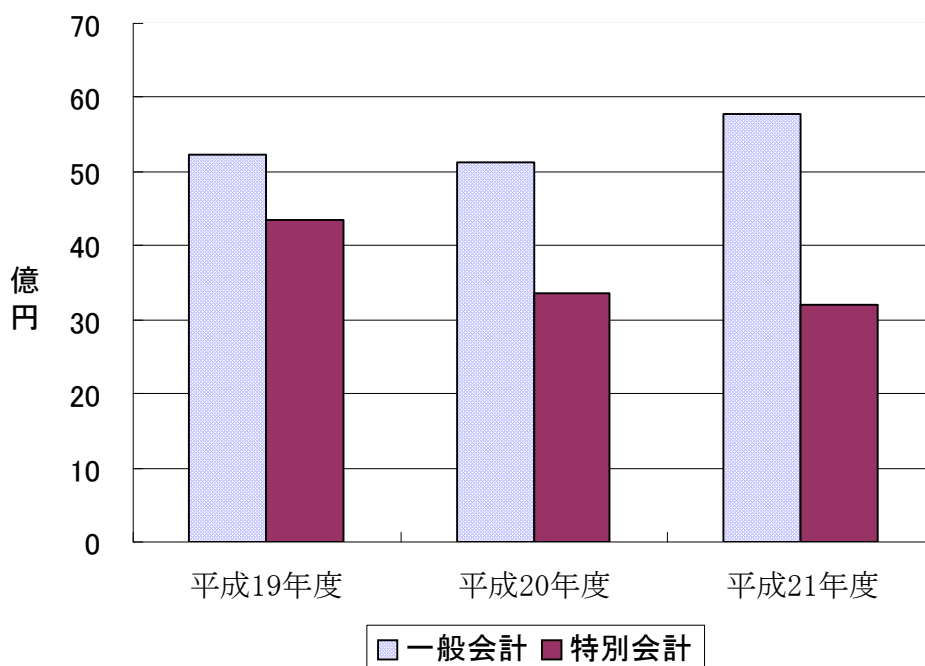
(歳入総額)	(歳出総額)	(翌年度に繰り越すべき財源)
9,226,673 千円	8,985,062 千円	28,550 千円

(実質収支の各会計の合計)
= 213,061 千円

一般会計及び特別会計を合わせた歳入総額は、対前年度比 3.5%の増で、歳出総額では 6.0%の増となり、実質収支額は 2 千円の減となった。

一般会計及び特別会計を合わせた実質単年度収支は、167,373 千円の黒字となり、対前年度比 105,188 千円の増となった。

① 決算額の推移



平成 21 年度の歳出決算額は、一般会計においては、12.7%の増加となり、特別会計においては 4.3%の減となった。一般会計の増は、野沢小学校校舎等耐震補強工事等の国の補正予算による補助事業が実施されたことと財政調整基金への積立金が増加したことが主な要因である。特別会計の減については、後期高齢者医療制度への移行による老人保健特別会計の決算額の減少が主な要因である。

○歳入歳出総額

(単位：千円・%)

項目 区分	歳入総額				歳出総額			
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	対前年度比	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	対前年度比
一般会計	5,313,997	5,452,614	5,931,368	108.8	5,239,304	5,130,262	5,780,870	112.7
特別会計	4,511,018	3,465,430	3,295,305	95.1	4,350,625	3,349,100	3,204,192	95.7
合 計	9,825,015	8,918,044	9,226,673	103.5	9,589,929	8,479,362	8,985,062	106.0

○翌年度に繰り越すべき財源及び実質収支

(単位：千円・%)

項目 区分	翌年度に繰り越すべき財源				実質収支			
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	対前年度比	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	対前年度比
一般会計	0	225,619	23,951	10.6	74,693	96,733	126,547	130.8
特別会計	2,323	0	4,599	皆増	158,070	116,330	86,514	74.4
合 計	2,323	225,619	28,550	12.7	232,763	213,063	213,061	100.0

○実質単年度収支

(単位：千円)

項目 区分	実質単年度収支		
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
一般会計	-51,193	103,925	197,189
特別会計	4,736	-41,740	-29,816
合 計	-46,457	62,185	167,373

② 予算の執行状況

○一般会計及び特別会計の予算執行状況

(単位：千円・%)

歳入	項目 区分	予算額			調定額	収入済額	調定額に対する 収入済額の割合
		当初	補正	合計額			
	一般会計	4,975,000	1,441,631	6,416,631	6,485,591	5,931,368	91.5
	特別会計	3,331,455	94,042	3,425,497	3,412,459	3,295,310	96.6
	合計	8,306,455	1,535,673	9,842,128	9,898,050	9,226,678	93.2

※補正額には繰越事業費繰越額を、調定額には翌年度繰越額の未収入特定財源を含む。

(単位：千円・%)

歳出	項目 区分	予算額			翌年度 繰越額	支出済額	執行率
		当初	補正	合計額			
	一般会計	4,975,000	1,441,631	6,416,631	519,108	5,780,870	98.0
	特別会計	3,331,455	94,042	3,425,497	51,062	3,204,192	95.0
	合計	8,306,455	1,535,673	9,842,128	570,170	8,985,062	96.9

※補正額には繰越事業費繰越額を含む。

※執行率は予算額から翌年度繰越額を差し引いた額に対するもの。

(ア) 歳入

年度中の予算の補正額は1,535,673千円で、予算合計額に対する補正予算の割合は15.6%である。調定に対する収入済額の割合は、93.2%である。

なお、調定額には、次年度への繰越明許分（在宅健康管理新システム導入事業等）509,957千円が含まれており、この分を除いた調定に対する収入済額の割合は、98.3%である。

(イ) 歳出

執行率は96.9%であり、前年度比1.1ポイント減である。総体

的には、おおむね適正な執行であるが、議会で補正予算を議決する前に執行していたものがあり、これは手続き的に不適切であった。

③ 町債の状況と実質公債費比率

(単位：千円・%)

○町債発行額と償還額

項目 区分	町債発行額				償還額			
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	対前年度比	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	対前年度比
一般会計	588,200	489,500	660,900	135.0	834,378	834,257	820,782	98.4
特別会計	144,700	168,000	131,300	78.2	275,103	268,539	266,425	99.2
合 計	732,900	657,500	792,200	120.5	1,109,481	1,102,796	1,087,207	98.6

○町債年度末残高

(単位：千円・%)

項目 区分	年度末町債残高			
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	対前年度比
一般会計	7,076,868	6,843,880	6,789,270	99.2
特別会計	3,355,721	3,340,002	3,287,481	98.4
合 計	10,432,589	10,183,882	10,076,751	98.9

○実質公債費比率

(単位：%)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
実質公債費比率	18.2	17.6	17.1

(ア) 町債の発行額

対前年度比 20.5%の増となっている。発行額は 792,200 千円である。

(イ) 町債の償還額

対前年度比 1.4%の減となっている。償還額は 1,087,207 千円であり、このうち地方交付税に算入された額は、666,503 千円で償還額全体の 61.3%である。

(ウ) 実質公債費比率

対前年度比 0.5 ポイントの減となり、17.1%となった。前年度に引き続き 18%を下回った。起債の発行についても、前年度に引き続き県知事の同意団体となる。

④ 収入未済額と不納欠損額

○収入未済額の状況

(単位：円・%)

項目 区分	収入未済額			対前年度比
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	
一般会計	39,399,800	46,974,205	53,631,962	114.2
特別会計	46,988,853	55,800,047	62,400,449	111.8
合 計	86,388,653	102,774,252	116,032,411	112.9

※翌年度繰越額は除く。

○不納欠損額の状況

(単位：円・%)

項目 区分	不納欠損額			対前年度比
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	
一般会計	3,636,940	2,425,123	3,616,910	149.1
特別会計	5,254,318	4,232,286	8,285,328	195.8
合 計	8,891,258	6,657,409	11,902,238	178.8

(ア) 収入未済額

一般会計・特別会計合計の対前年度比は 12.9%の増となってい

る。

一般会計のうち主なものは町税で 39,366 千円、特別会計のうち主なものは国民健康保険税で 56,301 千円、簡易水道等事業の水道使用料で 2,024 千円などとなっており、一般会計・特別会計合計で 116,032 千円となっている。

収入未済額が前年度に引き続き 1 億円を超えた。このことは、財政運営に影響があると思われるので、税や使用料等の徴収には、一層の努力と工夫が必要である。

(イ) 不納欠損額

対前年度比 78.8%増の 11,902 千円となっている。

不納欠損処分の対象は、すべて各法に規定する時効に該当しており、その金額に誤りはなかった。しかし、差押えを実施すること等により、その金額の減少や時効が中断し、後の就業等により支払能力が回復することも想定されるので、不納欠損処分額が極力少なくなるよう対応されたい。

⑤ 主な基金の状況

○主な基金の年度末現在高

(単位：千円・%)

区分	項目	年度末現在高			対前年度比
		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	
	財政調整基金	267,969	349,854	517,229	147.8
	減債基金	10,874	5,896	4,702	79.7
	国民健康保険給付費支払準備基金	220,865	212,526	207,249	97.5

(ア) 財政調整基金

財政調整基金は、事業を執行するためなどに財源不足が発生した場合に活用するための基金である。

一般会計では、標準財政規模のおおむね 10%の積み立てが必要といわれている。平成 21 年度の本町の臨時財政対策債発行可能額

を含む標準財政規模は、3,584,667千円となっており、平成21年度末現在高は、適正な金額である。

(イ) 減債基金

償還財源の安定的な確保を図るために積み立てる基金である。

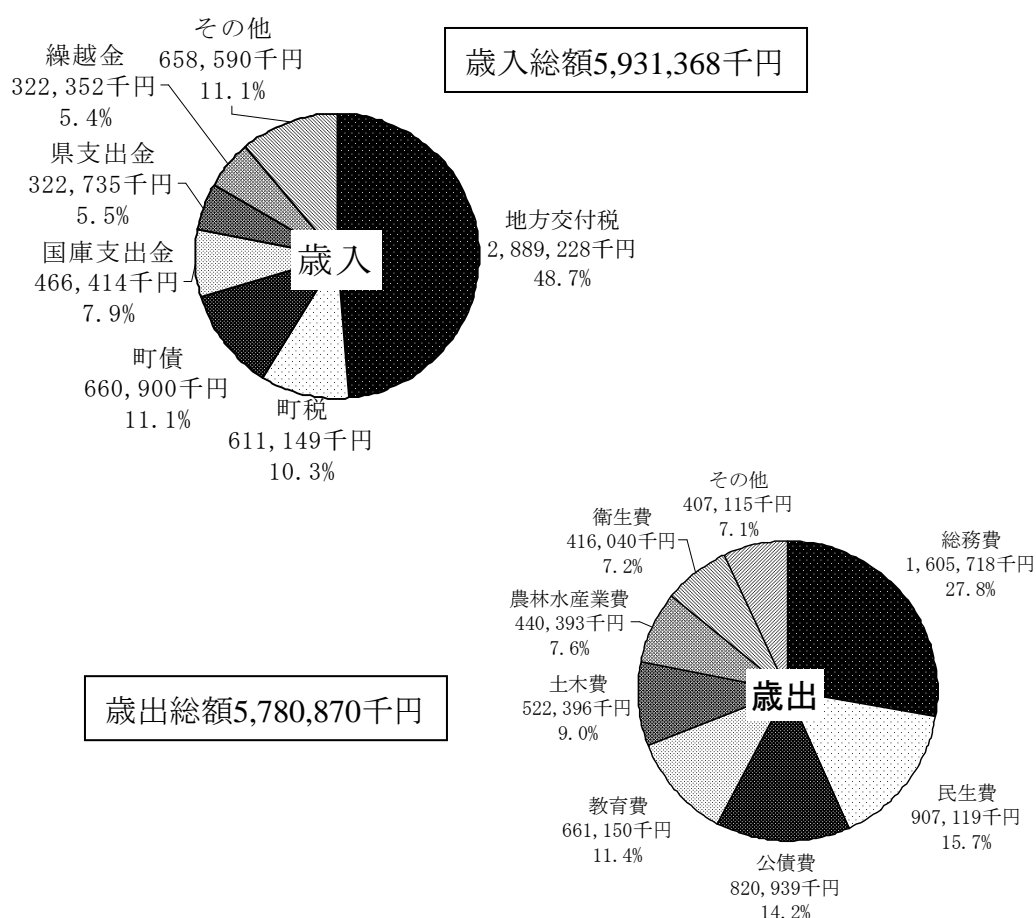
(ウ) 国民健康保険給付費支払準備基金

保険給付に要した費用の前3カ年平均の4分の1以上保有する必要がある。適正な範囲となっている。

(2) 一般会計

(歳入総額) (歳出総額) (翌年度に繰り越すべき財源)
 5,931,368千円 - 5,780,870千円 - 23,951千円

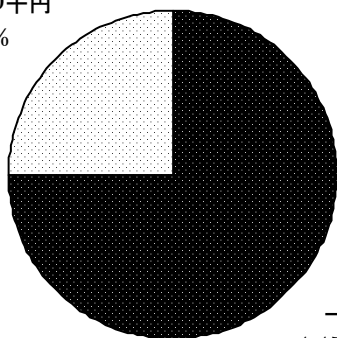
(実質収支)
 = 126,547千円



① 歳入
(ア) 財源構成

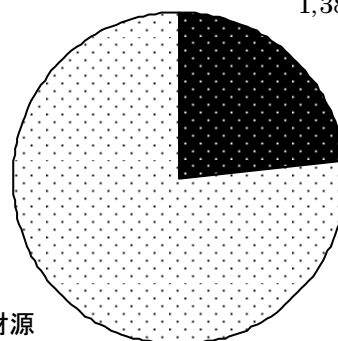
歳入総額5,931,368千円

特定財源
1,479,810千円
24.9%



一般財源
4,451,558千円
75.1%

自主財源
1,383,824千円
23.3%



依存財源
4,547,544千円
76.7%

○財源構成の状況

(単位：千円・%)

区分	項目	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
	一般財源	4,076,341	76.7	4,139,070	75.9	4,451,558	75.1
	特定財源	1,237,656	23.3	1,313,544	24.1	1,479,810	24.9
	合計	5,313,997	100.0	5,452,614	100.0	5,931,368	100.0
	自主財源	1,161,300	21.9	1,113,287	20.4	1,383,824	23.3
	依存財源	4,152,697	78.1	4,339,327	79.6	4,547,544	76.7

一般財源の総額は 4,451,558 千円であり、対前年度比で 312,488 千円増加したが、構成比は 0.8 ポイント減の 75.1%となっている。

自主財源は 23.3%で対前年度比 2.9 ポイント増となっている。

依存財源は 76.7%で対前年度比 2.9 ポイント減である。

今後とも、自主財源の確保に努められたい。

○町税・地方交付税の推移

(単位：千円・%)

項目 区分	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		対前年度比
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	
町 税	647,156	12.2	641,725	11.8	611,149	10.3	95.2
地方交付税	2,667,984	50.2	2,801,267	51.4	2,889,228	48.7	103.1

② 歳出

(ア) 義務的経費と投資的経費

○性質別決算額の推移

(単位：千円・%)

項目 区分	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		対前年度比
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	
義務的経費	2,160,458	41.3	2,125,867	41.4	2,119,195	36.6	99.7
投資的経費	906,773	17.2	624,060	12.2	1,085,030	18.8	173.9
その他経費	2,172,073	41.5	2,380,335	46.4	2,576,645	44.6	108.2
合 計	5,239,304	100.0	5,130,262	100.0	5,780,870	100.0	112.7

歳出全体に占める義務的経費は 36.6%、投資的経費は 18.8%、その他の経費は 44.6%となっている。

(イ) 経常収支比率

市町村において通常 70~80%が良好な財政といわれるが、本町は 89.9%となっている。対前年度比 1.9 ポイント減少し、前年度に引き続き改善しているものの、財政は硬直化している。

(ウ) 債務負担行為支出予定額

翌年度以降の支出予定額は 472,912 千円である。その内訳は次のとおりである。

- 農林水産業関係 6,363 千円
- 社会福祉事業関係 71,950 千円

- ICT事業関係 214,599 千円
- 道路改築事業関係 180,000 千円

(エ) 一般会計から他会計への繰出額

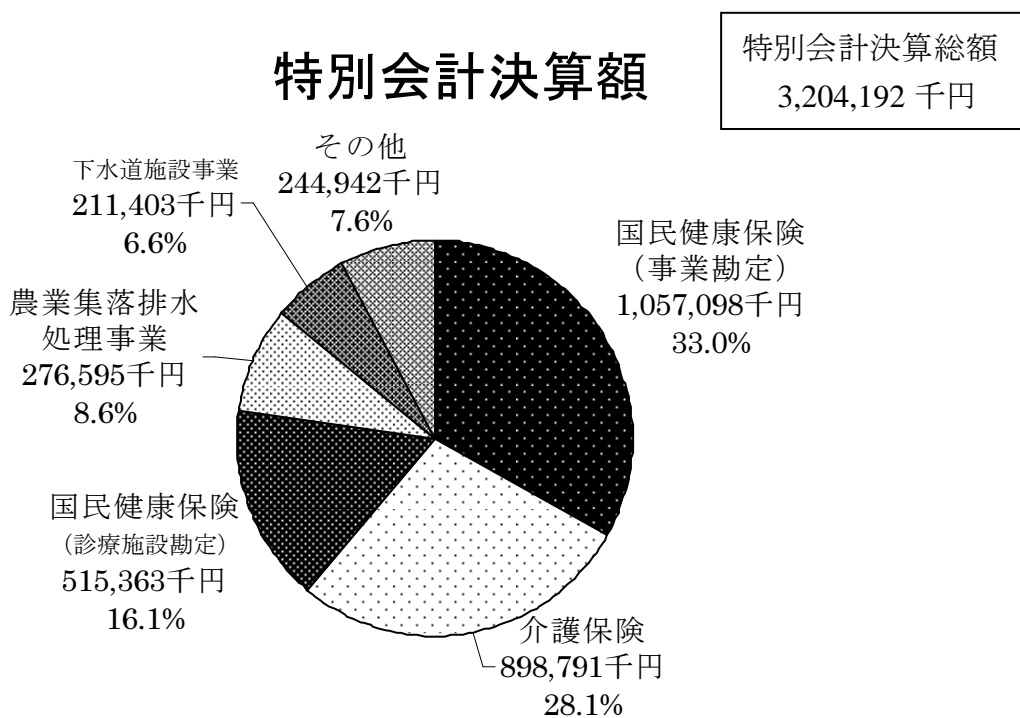
性質別による他会計繰出金は697,411千円で、対前年度比45,842千円の増となっている。

(3) 特別会計

特別会計の総体的な予算の執行状況は、おおむね計画的に執行されているものと認めた。

特別会計全体の収入未済額は62,400千円で、その主なものは国民健康保険特別会計の国民健康保険税56,301千円(全体の90.2%)、簡易水道等事業特別会計の水道使用料で2,024千円などとなっている。

収入未済額は、前年度と比較して6,600千円増加している。



① 工業団地造成事業特別会計

用地取得費用にかかる償還は平成7年度に終了している。

当該年度の用地売却はなく、残地は26,871㎡となっている。

分譲地全体の36.5%が未分譲である。平成2年以降は平成17年の会津いいで農協への売却(約4,000㎡)1件であり、今後も情報収

集やPR活動により、分譲に努められたい。

② 商業団地造成事業特別会計

歳入においては、用地売却はなく、そのほとんどを前年度の繰越金が占めている。

歳出は委託料で5,000千円の予算を計上していたが、平成20年度に引き続き執行されなかった。

残地はAスペース6区画である。

用地取得費用にかかる償還は平成16年度に終了している。

今後、A区画の活用方針を十分検討し、町の商業拠点となるよう努められたい。

③ 住宅団地造成事業特別会計

当該年度は1区画の分譲があり、6,371千円の財産売払収入があった。

歳出は、一般会計繰出金4,431千円、分譲紹介謝礼500千円が主なものである。

用地取得費用にかかる償還は平成18年度に終了している。

平成21年度末で19区画残っており、引き続き創意工夫を重ね、販売促進に努められたい。

④ 下水道施設事業特別会計

○各処理区の年度末加入率

(単位：戸・%)

項目 区分	平成19年度			平成20年度			平成21年度			対前年度比較	
	対象戸数	加入戸数	加入率	対象戸数	加入戸数	加入率	対象戸数	加入戸数	加入率	加入戸数	加入率 (ポイント)
野沢処理区	908	389	42.8	924	418	45.2	937	419	44.7	1	-0.5
大久保処理区	53	51	96.2	53	51	96.2	53	52	98.1	1	1.9
合計	961	440	45.8	977	469	48.0	990	471	47.6	2	-0.4

歳入の主なものは、使用料及び手数料で26,478千円(構成比12.5%)、一般会計繰入金131,724千円(構成比62.1%)となっている。

る。

歳出の主なものは、公債費 120,878 千円（構成比 57.2%）、施設整備費で 62,721 千円（構成比 29.7%）などとなっている。

加入状況は、野尻処理区で加入戸数が 1 戸増え、加入率は 44.7% となった。引き続ききめ細かな説明会等を行うなど、加入促進に努力されたい。

使用料については、521,592 円（延べ 30 人・158 件）の収入未済額となっている。

今後も計画通り事業が進捗するよう努力されるとともに、加入率向上に努められたい。

⑤ 農業集落排水処理事業特別会計

○各地区の年度末加入率

（単位：戸・%）

項目 区分	平成 19 年度			平成 20 年度			平成 21 年度			対前年度比較	
	対象戸数	加入戸数	加入率	対象戸数	加入戸数	加入率	対象戸数	加入戸数	加入率	加入戸数	加入率 (ポイント)
小島地区	199	187	94.0	226	214	94.7	226	217	96.0	3	1.3
森野地区	155	145	93.5	157	147	93.6	157	149	94.9	2	1.3
宝川地区	42	40	95.2	42	40	95.2	42	40	95.2	0	0.0
白坂地区	36	32	88.9	36	32	88.9	36	32	88.9	0	0.0
笹川地区	95	66	69.5	95	67	70.5	95	72	75.8	5	5.3
野尻地区	—	—	—	—	—	—	313	116	37.1	皆増	皆増
合 計	527	470	89.2	556	500	89.9	869	626	72.0	126	-17.9

平成 21 年度に野尻処理区が供用を開始した。

6 地区の加入戸数は 126 戸増の 626 戸（加入率 72.0%）となった。

歳入の主なものは、国庫支出金、町債、繰入金、県支出金、使用料であり、歳入総額は対前年度比 20.1% の減となった。歳出総額は、対前年度比 20.4% の減となった。これは共に野尻地区の汚水処理施設整備事業費の減によるものである。

当該年度も使用料の収入未済（2,008 千円・延べ 32 人・386 件）がある。長期延滞にならないよう、徴収に一層努められたい。

⑥ 個別排水処理事業特別会計

○年度別の整備数

(単位：基)

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	合 計
整備数	54	38	31	16	15	30	184

この会計は合併処理浄化槽を整備する事業の特別会計で、平成 16 年度から事業が開始され、平成 21 年度までに合計 184 基整備されている。

全体計画では、平成 30 年度までに合計 800 基の整備が予定されている。

平成 19 年度に事業開始以来初めて収入未済が発生した。当該年度の収入未済額は対前年度比 218,497 円増の 397,449 円（延べ 13 人・86 件）となった。料金の収納に一層努められたい。

⑦ 老人保健特別会計

平成 20 年度に後期高齢者医療制度が創設されたが、精算事務のため 3 年間、本会計を存続させている。平成 22 年度に廃止となる。

このような状況のため、医療諸費は 328 千円で対前年度比 99.7% 減となっている。

⑧ 後期高齢者医療特別会計

この会計は、医療制度改革により、後期高齢者医療制度が創設されたため、平成 20 年度に設置されたもので、75 歳以上及び 65 歳以上で一定の障害のある人が被保険者となっている。当該年度末の本町の被保険者数は、2,025 人となっている。

歳入の主なものは、保険料 58,438 千円（構成比 57.1%）、繰入金 39,548 千円（構成比 38.6%）である。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金 95,601 千円（構成比 93.6%）である。

当該年度の現年度分の保険料収納率は 99.95% で、県内で 11 位と

上位であるが、滞納繰越分も含め 49,300 円（延べ 6 人・13 件）の収入未済が生じている。長期延滞にならないよう保険料の収納に努力されたい。

⑨ 国民健康保険特別会計
 (ア) 事業勘定

○保険給付費の歳出決算額の推移

(単位：千円・%)

項 目	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	対前年度比
保険給付額	606,966	628,530	675,423	663,504	660,973	99.6

当該年度の実質収支額は 39,200 千円であり、前年度実質収支額 58,519 千円を差し引いた単年度収支は 19,319 千円の赤字である。

歳入の主なものは、前期高齢者交付金（278,606 千円・構成比 25.3%）、国庫支出金（247,841 千円・構成比 22.5%）、国民健康保険税（217,816 千円・構成比 19.8%）である。

なお、前期高齢者交付金は、医療制度改革により平成 20 年度新たに創設されたものである。

歳出の主なものは、保険給付費（660,973 千円・構成比 62.5%）、共同事業拠出金（129,093 千円・構成比 12.2%）、後期高齢者支援金等（126,709 千円・構成比 12.0%）である。後期高齢者支援金は、医療制度改革に伴い平成 20 年度新たに創設されたものであり、前期高齢者納付金についても同様である。

国保財政 5 カ年計画により、国保給付費支払準備基金からの繰入金と繰越金の一部を国保税の減税財源に充当し、被保険者の負担軽減を図っている。

本特別会計の運営については、被保険者、医療費、後期高齢者医療制度、介護保険制度の動向を踏まえ、計画的な運営に努められたい。

○国民健康保険税の収納率の推移

(単位：%)

項 目	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
現年度分	95.29	95.23	96.42	93.51	92.03
滞納繰越分	10.45	9.59	11.28	7.43	8.88
全 体	86.68	85.71	83.53	80.16	77.17

○国民健康保険税の不納欠損額の推移

(単位：円・件)

項 目	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
不納欠損額	4,444,300	3,557,700	4,912,400	3,846,200	8,141,900
件 数	195	146	191	187	325

○国民健康保険税の収入未済額の推移

(単位：円・件)

項 目	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	収入未済額	件数	収入未済額	件数	収入未済額	件数
現年度分	8,849,050	438	15,156,116	543	18,467,644	639
滞納繰越分	34,188,272	1,444	35,853,412	1,522	37,833,376	1,541
合 計	43,037,322	1,882	51,009,528	2,065	56,301,020	2,180

国保税全体の収納率は対前年度比 2.99 ポイント減の 77.17%である。

収入未済額は対前年度比 5,291 千円増加しており、新たな滞納者も見受けられる。収納率が 80%を割っており、徴収にさらなる努力をされたい。

当該年度の国保税の不納欠損額については、325 件、8,142 千円であり、対前年度比 138 件、4,296 千円増加した。不納欠損処分の対象者は 65 人である。その理由は、低所得 (30 人)、負債 (15 人)、行方不明 (11 人)、死亡 (6 人) などとなっており、いずれも地方税法に規定する時効に該当し、処分を行ったことを確認した。

(イ) 診療施設勘定

歳入では診療収入が 396,268 千円（対前年度比 2.2%増）で歳入全体の 76.8%を占める。

歳出の主なものは、医業費が 313,959 千円（構成比 60.9%）、総務費（人件費など）が 189,522 千円（構成比 36.8%）などとなっている。歳入歳出差引額（実質収支額）は 390 千円の黒字となった。

医薬品に関し、前年度購入分の支出があり、会計処理上、不適切な状況がみられた。

今後とも町民の健康や生命を守るため、医師の確保や医療の安全性の確保、サービスの向上に努められたい。

⑩ 介護保険特別会計

○被保険者数の推移

（単位：人）

項 目	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
65～75 歳未満	1,548	1,488	1,440	1,332	1,264
75 歳以上	1,828	1,856	1,889	1,957	2,019
合 計	3,376	3,344	3,329	3,289	3,283

※年度当初の数値

○要介護認定者数の推移

(単位：人)

項 目	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
要 支 援	29	19			
要支援 1		2	30	39	29
要支援 2		2	40	54	56
要介護 1	138	144	81	76	74
要介護 2	79	64	85	75	79
要介護 3	79	86	79	89	89
要介護 4	64	72	81	81	95
要介護 5	71	60	74	66	80
合 計	460	449	470	480	502

※年度当初の数値

※要支援は平成 18 年度から要支援 1・2 に分割されている

歳入の主なものは、構成比で支払基金交付金 27.8%、国庫支出金 26.3%、繰入金（一般会計）15.8%、県支出金 14.5%、保険料 14.1% である。歳入では対前年度比 3.1%の増となっている。

なお、保険料の収入未済額は 1,100 千円（延べ 44 人・233 件）であり、前年度より 88 千円減少した。

歳出では、構成比で保険給付費（居宅・施設介護サービス給付費、介護予防サービス給付費等）92.4%、総務費 3.0%、地域支援事業費 2.7%などとなっている。対前年度比では、全体で 2.3%増となっている。これは要介護認定者や利用者の増加などに伴う保険給付費の増加が大きな要因である。

歳入歳出差引額（実質収支額）は 21,224 千円の黒字である。

施設介護サービスより居宅介護サービスを受けている被保険者が多いが、給付費では施設介護サービス給付費が多く、給付費全体の 53.0% を占めている。

本町では、健康寿命延伸事業などを通して介護予防にあたっており、今後さらに給付費の増加を抑制し、財政的に安定した運営が望まれる。

また、当該年度は前年度に引き続き、介護保険料が不納欠損処分されており、その金額は 143,428 円（6 人・38 件）である。その理由と

しては低収入、死亡等であり、時効による不納欠損処分である。

⑪ 簡易水道等事業特別会計

簡易水道（奥川・杉山徳沢・宝坂・新郷・尾登・高陽根・小綱木）、飲料水供給施設（八重窪・松峯・青坂）を合わせた 10 施設の維持管理等を行う会計である。

歳入では総額 92,866 千円のうち全体の 66.0%にあたる 61,303 千円を一般会計繰入金で占めている。一般会計繰入金は対前年度比 5.3%の減となっている。使用料及び手数料収入は対前年度比 2.1%の減となっている。これは過疎化に伴い、加入者が減少しているためである。総額では、対前年度比 3.9%の減となっている。

歳出では、水道費（一般管理費）は 12.0%減であり、公債費も 1.5%減となったため、総額で 4.3%の減となっている。

使用料の収入未済額は 2,024 千円（延べ 99 人・579 件）である。長期延滞につながらないように努められたい。

（４）実質収支に関する調書

当該年度の一般会計では、歳入歳出差引額は 150,498 千円である。翌年度に繰り越すべき財源は 23,951 千円であり、実質収支額は 126,547 千円の黒字である。実質収支比率は 3.5%となり、対前年度比 0.7 ポイント改善した。

特別会計の実質収支額は 86,514 千円で対前年度比 25.6%減と大幅に減少している。この主な要因は、国民健康保険特別会計の黒字額の減少である。

（５）財産に関する調書

当該年度における財産の記録・記載については、公有財産・基金等の内容を種目別に審査したところ、正確であることを確認した。

年度中における主な財産の増減は下記のとおりである。

① 公有財産

（ア）土地

- 1) 住宅団地 1 区画売却による減 367 m²
- 2) 工業団地面積錯誤による減 664 m²

(イ) 建物

- 1) 耐雪型パイプハウス（野菜栽培用）17棟増 4,972 m²
- 2) 耐雪型パイプハウス（菌床栽培用）7棟増 1,246 m²
- 3) 旧野沢幼稚園解体による減 187 m²

② 基金

財政調整基金は、年度末で517,229千円となり、この運用にあたっては適切に活用されていた。その他の基金についても、地方自治法第241条第5項の規定に基づき審査した結果、この運用の状況を示す台帳も適正に整備、記載されていることを確認した。

なお、生活援助貸付基金及び高額療養費支払資金貸付基金においては、返済期限を経過した未返済金があるので、その回収に努められたい。

水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、審査に付された平成21年度西会津町水道事業会計決算書及びこれと併せて提出された関係書類の審査結果と、その意見については次のとおりである。

平成22年9月10日

西会津町監査委員 廣 瀬 渉

西会津町監査委員 長谷沼 清吉

1 審査の年月日

平成22年7月21日

2 審査の手続き

この審査にあたっては、町長から提出された決算書類が、水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計諸帳簿、証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続きを実施したほか、必要と認められるその他の審査手続きを実施した。

なお、本事業の経営内容を把握するため、計数等の分析を行い、経済性の発揮及び公共性の確保についても考察した。

3 審査の結果

審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示し、計数に誤りがないことを認めた。

4 審査の意見

- 収益的収支においては、営業損失（10,608千円）があり、営業外利益（16,199千円）をもって黒字となっている。資本的収支は、赤字となっており、実質収支も赤字となっている。今後、効率的かつ計画的な事業運営と衛生的で安全な水の供給に努められたい。

- 未収金は決算の時点で 13,879 千円であるが、このうち納期限未到来分を除いた水道料金の未収金は、5,882 千円である。今後、未収金の発生防止とその回収に努められたい。
- 企業債については、昨年度より 63,427 千円減少し、平成 21 年度末残高が 1,532,644 千円である。なお、一時借入金はなかった。
- 配水管には、石綿管が使用されており、老朽化が進む中で、今後計画的に更新・改善されることが望まれる。

5 事業の状況

(1) 経営の成績

水道事業の平成 19 年度から平成 21 年度までの経営成績の推移は次のとおりである。

区分 \ 年度		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	前年度対比
総収益	営業収益	千円 97,405	千円 96,678	千円 96,926	% 100.3
	営業外収益	54,369	55,258	60,654	109.8
総費用	営業費用	98,839	103,833	107,534	103.6
	営業外費用	47,707	46,282	44,455	96.1
差 額	営業損失	1,434	7,155	10,608	148.3
	営業外利益	6,662	8,976	16,199	180.5
	純利益	5,228	1,821	5,591	307.0

平成 21 年度の水道事業収益は 157,580 千円、費用が 151,989 千円で、差引純利益は、5,591 千円となった。純利益の対前年度比は 307.0%で、3,770 千円の増となっている。これは、収益、費用とも増加しているが、特に営業外収益が 5,396 千円増加したためである。

給水人口は対前年度比で 73 人減少し、4,272 人であった。普及率は 0.30 ポイント増加し、82.92%となっている。年間有収水量は、0.3%の減である。

指 標 名	算 式	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
経営資本営業利益率 (%)	$\frac{\text{営業利益}}{\text{経営資本}} \times 100$	-0.05	-0.27	-0.42
経営資本回転率 (回)	$\frac{\text{営業収益}}{\text{経営資本}}$	0.04	0.04	0.04
営業収益営業利益率 (%)	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}} \times 100$	-1.47	-7.40	-10.94

水道事業の経済性については、経営資本営業利益率を前年度と比較すると 0.15 ポイント低下している。この要因は、給水収益が 398 千円減少し、かつ修繕費等の増加により営業費用が 3,701 千円増えたためである。

経営資本回転率は、前年度と同数で変動はみられない。

営業収益営業利益率は前年度と比較すると 3.54 ポイント低下している。この要因は、経営資本営業利益率と同様のものである。

区分	年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	前年度対比
		千円	千円	千円	%
資 本 的 収 入		9,492	6,826	6,451	94.5
資 本 的 支 出		73,753	84,558	87,095	103.0
差 引 不 足 額		64,261	77,732	80,644	103.7
実 質 収 支		-59,033	-75,911	-75,053	98.9

資本的収支については、収入は 6,451 千円で、支出は量水器購入費、配水管布設費、ろ過材交換費、企業債償還金で 87,095 千円となり、差引不足額 80,644 千円を減債積立金等で補てんした。

決算合計の実質収支は 75,053 千円の赤字となった。

(2) 貸借対照表による経営分析

貸借対照表の推移については、別表のとおりである。

財産の内容によると固定資産の正味財産総額が 2,472,265 千円で、前年度比 24,915 千円の減額となっている。これは、固定資産の減価償却によるものである。また、流動資産は 79,598 千円であり、年々減少している。これは、現金預金の減少によるものである。

一方、負債・資本の部では、流動負債（未払金）計 3,078 千円、資本金計 1,784,839 千円、剰余金計 763,946 千円で、その合計額は対前年度比 58,168 千円の減となった。

資産・負債の信憑性を確かめるための貸借対照表の各項のバランスは一致しており、預金等の残高、未収金の残高も確認し、未払金の内訳についても照合した結果、相違のないことを確認した。

貸借対照表の推移 ー資産の部ー

(() 内は減価償却累計額、単位：千円)

種 別	科 目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	前年度対比 (%)
有形固定資産	土地	32,095	32,095	32,095	100.0
	建物	813,678	813,678	813,678	100.0
		(137,465)	(149,116)	(160,766)	107.8
	構築物	2,205,795	2,221,536	2,237,352	100.7
		(458,564)	(492,132)	(525,757)	106.8
	機械及び装置	115,808	122,078	128,803	105.5
		(51,372)	(53,014)	(55,156)	104.0
車両及び運搬具	2,152	2,152	2,152	100.0	
	(2,045)	(2,045)	(2,045)	100.0	
工具器具備品	3,924	3,924	3,924	100.0	
	(3,437)	(3,476)	(3,515)	101.1	
	建設仮勘定	0	1,500	1,500	100.0
固定資産計	合 計	3,173,452	3,196,963	3,219,504	100.7
	減価償却	(652,883)	(699,783)	(747,239)	106.8
	正味財産	2,520,569	2,497,180	2,472,265	99.0
流動資産	現金預金	127,153	99,086	64,821	65.4
	未収金	12,413	12,867	13,879	107.9
	貯蔵品	898	898	898	100.0
流動資産計		140,464	112,851	79,598	70.5
資産合計		2,661,033	2,610,031	2,551,863	97.8

貸借対照表の推移 ー負債・資本の部ー

(単位：千円)

種 別	科 目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	前年度対比 (%)
流動負債	未払金	9,639	9,862	3,078	31.2
	流動負債計	9,639	9,862	3,078	31.2
資本金	自己資本金	175,314	252,195	252,195	100.0
	企業債	1,655,943	1,596,071	1,532,644	96.0
	資本金計	1,831,257	1,848,266	1,784,839	96.6
剰余金	国庫(県)補助金	419,899	419,899	419,899	100.0
	一般会計補助金	176,126	176,126	182,578	103.7
	負担金	55,524	62,350	62,349	100.0
	減債積立金	39,000	29,128	35,128	120.6
	建設改良積立金	72,000	54,990	54,991	100.0
	当年度未処分利益 剰余金	57,588	9,410	9,001	95.7
	剰余金計	820,137	751,903	763,946	101.6
負債・資本合計		2,661,033	2,610,031	2,551,863	97.8

(3) 施設の利用状況及び業務実績

業務の実績については、次のとおりである。

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	前年度との比較増減	
事 項	単 位					
給水区域内人口	人	5,325	5,259	5,152	-107	-2.0%
給水戸数	戸	1,640	1,655	1,658	3	0.2%
給水人口	人	4,405	4,345	4,272	-73	-1.7%
普及率	%	82.72	82.62	82.92	0.30	-
配水能力(a)	m ³ /日	2,850	2,850	2,850	0	0.0%
配水量(A)	m ³ /年	590,620	586,580	599,501	12,921	2.2%
有収水量(B)	m ³ /年	471,720	466,320	464,920	-1,400	-0.3%
有収率(B)/(A) ×100	%	79.87	79.50	77.55	-1.95	-
平均配水量(b)	m ³ /日	1,618	1,607	1,642	35	2.2%
最大配水量(c)	m ³ /日	2,375	1,979	2,049	70	3.5%
施設利用率(b)/(a) ×100	%	56.77	56.39	57.61	1.22	-
負荷率(b)/(c) ×100	%	68.13	81.20	80.14	-1.06	-
最大稼働率(c)/(a) ×100	%	83.33	69.44	71.89	2.45	-
職員数	人	3	3	3	0	0.0%

供給単価 206.24 円

$$= (\text{給水収益}) 95,883,400 \text{ 円} \div (\text{有収水量}) 464,920 \text{ m}^3$$

給水原価 324.69 円

$$= \{ (\text{経常費用}) 151,988,766 \text{ 円} - (\text{受託工事費}) 1,036,000 \text{ 円} \} \\ \div (\text{有収水量}) 464,920 \text{ m}^3$$

(4) 総括

総体的に給水制限や断水もなく、安定的に水を供給できたことを確認した。しかし、現金預金の残高が減少しており、この状況で推移すれば、事業運営に支障をきたすことが懸念されるので、計画的な運営に配慮されたい。

平成 21 年度の有収水量は 464,920 m³で、前年度に比べ 1,400 m³ (0.3%) 減少している。有収率は年々低下しており、平成 21 年度は 77.55%であった。有収率の全国平均は、81.3%※であり、全国平均と比較して 3.75 ポイント低い状況となっている。

施設等の維持管理については、配水施設、配水管の老朽化が進む中、職員による巡回漏水調査や業者委託による漏水調査を行っている。しかし、平成 21 年度に漏水事故は 49 件あり、平成 20 年度の 2 倍以上になった。配水管の法定耐用年数 (40 年) が間近となっており、その更新計画の策定についても検討すべきである。

※ 総務省発表、平成 20 年度水道事業経営指標 (給水人口 5 千人以上 1 万人未満) による

本町財産区会計決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された平成21年度西会津町本町財産区会計について、歳入歳出決算書及びこれと併せて提出された関係書類を審査した結果、次のとおり意見を付する。

平成22年9月10日

西会津町監査委員 廣 瀬 渉

西会津町監査委員 長谷沼 清吉

1 審査の年月日

平成22年8月12日

2 審査の結果

- (1) 平成21年度西会津町本町財産区会計歳入歳出決算書、平成21年度西会津町本町財産区会計歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書の計数と帳票及び証書類を照合した結果、その計数に誤りがないことを認めた。
- (2) 財産に関する調書については、公有財産の計数を審査した結果、適正なものと認めた。

3 審査の意見

歳出の主なものは、議会費438千円、町一般会計繰出金454千円で、これで歳出全体の90.3%を占めており、財産管理費は90千円で歳出全体の9.1%となっている。

歳入は、基金繰入金が1,176千円で歳入全体の88.7%を占めている。その他は貸地料、利子等で厳しい状況での財政運営となっている。

基金残高は、平成21年度末で0円となっており、歳入歳出差引残額は338千円となった。

平成22年度からは議会制を廃止し、管理会制に移行したが、今後も区民の理解を得ながら適切な管理運営にあたられたい。

財政健全化判断比率等審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成21年度決算等による健全化判断比率等（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率・資金不足比率）の算定について審査を実施した。その結果及びその意見は次のとおりである。

平成22年9月10日

西会津町監査委員 廣瀬 渉

西会津町監査委員 長谷沼 清吉

1 審査の年月日

平成22年8月25日

2 審査の手続き

審査にあたっては、町長から提出された健全化判断比率等の算定の基礎となった事項を記載した書類を関係帳簿等と照合し、さらに必要に応じて関係職員の説明を求め、算定された健全化判断比率等の正確性について審査した。

3 健全化判断比率等の状況

(単位：%)

健全化判断比率等	平成19年度	平成20年度	平成21年度	早期（経営）健全化基準
実質赤字比率	—	—	—	15.00
連結実質赤字比率	—	—	—	20.00
実質公債費比率	18.2	17.6	17.1	25.0
将来負担比率	202.9	186.1	158.0	350.0
資金不足比率	—	—	—	20.0

4 審査の結果

- (1) 健全化判断比率等の算定の基礎となった書類等は、適正に作成されていた。
- (2) 法令等に基づき、適切な算定要素が計算に用いられていた。
- (3) 法令等に照らし、健全化判断比率等の算出過程に誤りはなかった。

5 審査の意見

- (1) 実質赤字比率・連結実質赤字比率については、実質収支が黒字であり、それぞれの比率は表示されなかった。
- (2) 実質公債費比率（過去3年間の平均の値）は、平成20年度は17.6%であったが、当該年度は17.1%に改善し、早期健全化基準も下回っている。
なお、起債の発行については、18.0%未満であるので、県知事の同意団体となる。
- (3) 将来負担比率については、対前年度比28.1ポイント改善し、158.0%となり、早期健全化基準も下回っている。
- (4) 資金不足比率（水道事業等における資金不足の割合）については、資金不足はなく、比率は表示されなかった。
- (5) 以上により、健全化判断比率等については、全ての財政指標が早期（経営）健全化基準を下回っている。
また、実質公債費比率及び将来負担比率ともに、前年度より指数が改善している。これは、地方交付税の増額が主な要因である。
今後とも適正な財政運営に努められたい。

定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づいて、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

平成22年9月10日

西会津町監査委員 廣瀬 渉

西会津町監査委員 長谷沼 清吉

1 監査実施期日

平成22年8月2日

平成22年8月3日

2 監査の対象

平成21年度において執行された各課等の事務及び事業の中から、別紙の11件を抽出し、監査を行った。

3 監査のねらい

監査の実施にあたっては、事務及び事業が合法かつ効果的、効率的に行われたか、また、住民福祉の増進に寄与したかに主眼をおいた。

4 監査の結果

事務の処理、事業の執行は、おおむね所期の目的を達成しているものと認めた。なお、改善を要すると思われた事項については、定期監査講評としてまとめ、担当部局に指示した。

定期監査対象事業等

主管課	事業等名
企画情報課	○ケーブルテレビ高度化事業
町民税務課	○防災行政無線スピーカー設置工事
健康福祉課	○老人保護措置事業
商工観光課	○緊急雇用創出事業・ふるさと雇用再生特別交付金事業 ○テレワークセンター事業 ○温泉健康保養センター改修工事
農林振興課	○菌床栽培ハウス整備事業
建設水道課	○契約方法等の状況について
農林振興課 建設水道課	○農地・水・環境保全向上対策事業
教 育 課	○小・中学校教材用消耗品購入費 ○町史編さん事業

補助金等交付団体監査報告書

地方自治法第199条第7項の規定に基づいて、町が補助金等財政援助を与えたものの監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

平成22年9月10日

西会津町監査委員 廣 瀬 渉

西会津町監査委員 長谷沼 清吉

1 監査実施期日

平成22年7月26日

平成22年7月30日

2 監査の方法及び対象とした団体等

補助金等交付団体監査の実施にあたっては、まず平成21年度において、補助金等として、町が財政的援助を行った団体等の中から、別紙の9団体を抽出し、当該団体の役職員及び当該団体に補助金等交付事務を行っている所管課の担当職員から補助に関する書類等の提示を求め、その内容の説明を受けた。

3 監査のねらい

財政的援助を行っている所管課については、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って、公正かつ効率的に使用されるように努めているかどうか。補助団体等については、当該補助金等が町民から徴収された税金、その他貴重な財源で賄われているものであることを認識し、法令の定め及び補助金等の交付の目的に従って、誠実に補助事業等を行っているかどうかを重点に監査を実施した。

4 監査の結果

(1) 財政援助の決定の適否等

財政援助の決定については、関係要綱等に準拠し、適正に行われているものと認めた。

(2) 補助金等の交付時期

交付の時期については、おおむね適正であると認めた。

(3) 補助金等の目的外使用

補助金等は、その目的外に使用された事実は認められなかった。

(4) 会計経理の状況

団体等の帳簿、その他証書類の保管、記帳及び経理内容はおおむね良好と認められた。なお、一部の団体において、会計帳簿が暦年でのみ作成されており、年度でも作成するよう指摘した。

(5) 補助金等交付団体等の事務処理状況

事務処理の状況はおおむね良好であった。

(6) 補助金等交付団体への指導監督

所管課においては、当該補助金等の目的に沿った指導監督がなされており、おおむね良好と認めた。

(7) 監査の意見

補助金等の効果的な活用のために、補助金等交付団体の状況を十分把握し、今後とも適切な指導監督がなされるよう望む。

また、補助金等交付要綱の一部に実態にそぐわない部分があったので、実態に沿うよう改正すべきである。

補助金等交付団体監査対象団体

- 1 NPO法人 西会津国際芸術村【西会津国際芸術村事業活動支援費補助金】
- 2 社会福祉法人 西会津町社会福祉協議会【社会福祉事業補助金】
- 3 西会津町土地改良区【団体育成補助金及び農林業振興事業補助金】
- 4 西会津町商工会【事業費補助金】
- 5 西会津町森林組合【森林整備地域活動支援交付金】
- 6 金ばれん受賞記念事業実行委員会【金ばれん受賞記念事業補助金】
- 7 下小島集落協定管理組合【中山間地域等直接支払交付金】
- 8 牛尾集落【中山間地域等直接支払交付金】
- 9 西会津町学校給食地元産米利用協議会【学校給食地元産米利用事業補助金】

※ 【 】は対象となった補助金等の名称

指定管理者・出資団体監査報告書

地方自治法（以下「法」という。）第199条第7項の規定に基づいて、町が出資しているもので政令で定めるもの及び法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの監査を実施したので、法第199条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

平成22年9月10日

西会津町監査委員 廣瀬 渉

西会津町監査委員 長谷沼 清吉

1 監査実施期日

平成22年7月26日

平成22年7月30日

2 監査の方法及び対象とした団体

(1) 監査の方法

指定管理者・出資団体監査の実施にあたっては、まず平成21年度において、指定管理者となったもの及び出資団体の中から、下記の3団体を抽出し、当該団体の役職員及び所管課の担当職員から関係書類等の提示を求め、その内容の説明を受けた。

(2) 対象とした団体

- ① 指定管理者 社会福祉法人 にしあいづ福祉会
(監査の対象とした公の施設：西会津町へき地保育所)
- ② 出資団体 株式会社 西会津町振興公社
西会津町森林組合

3 監査のねらい

指定管理者については、条例の定めるところにより管理・運営が適切に行われているかどうか、出資団体については、主に経営状況を重点に監査を実施した。

4 監査の結果

(1) 管理・運営の状況

指定管理者については、町との協定に基づき、その趣旨に沿って施設の適切な管理運営がなされていた。

出資団体については、経営において努力の成果が見られたが、経営状況はまだ厳しいと判断した。施設の管理については、おおむね良好であった。

(2) 会計経理の状況

団体等の帳簿、その他証書類の保管、記帳及び経理内容はおおむね良好と認めた。

(3) 指定管理者及び出資団体への指導監督

所管課においては、その目的に沿った指導監督がなされており、おおむね良好と認めた。

(4) 監査の意見

指定管理者及び出資団体は、町の貴重な財産等の管理・運営を受託しており、なおかつ町から補助金の交付等財政援助を受けているので、適正かつ効率的な運営が図れるよう、今後とも町は適切な指導監督を行うよう望む。

なお、(株)西会津町振興公社には累積欠損解消のために、更なる努力と改善を求めた。